○国土交通省告示第四百二号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成三十年三月七日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－2376	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ＤＢＡＫＦ－ＤＥＴ３－１	ダイハツ工業株式会社　大阪府池田市ダイハツ町１番１号

○国土交通省告示第四百三号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成三十年三月七日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－2027	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ＤＢＡＨＫ６ＡＥ７	スズキ株式会社　静岡県浜松市南区高塚町300番地
㊞Ｇ－2131	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ＤＢＡＨＫ６ＡＴ２	〃
㊞Ｇ－2264	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ＤＢＡＺＫ12ＢＥ２	〃
㊞Ｇ－2288	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ＤＢＡＭＲ06ＡＥ１	〃
㊞Ｇ－2289	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ＤＢＡＭＲ06ＡＴ１	〃
㊞Ｇ－2297	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ＤＢＡＭＫ12ＢＥ１	〃
㊞Ｇ－2347	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ＣＢＡＺＭ16ＡＥ２	〃
㊞Ｇ－2361	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ＣＢＡＲＪ24ＢＥ２	〃
㊞Ｇ－2535	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ＤＢＡＺＫ12ＢＥ３	〃
㊞Ｇ－2536	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ＤＢＡＺＫ12ＢＥ４	〃
㊞Ｇ－2541	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ＥＢＤＤＲ06ＡＥ１	〃
㊞Ｇ－2552	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ＤＢＡＭＫ12ＢＥ２	〃
㊞Ｇ－2553	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ＤＢＡＭＫ12ＢＥ３	〃
㊞Ｇ－2624	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ＤＡＡＭＲ06ＡＥ１	〃

○国土交通省告示第四百四号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成三十年三月七日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞ＧＳ－511	一酸化炭素等発散防止装置　キャタピラー　ＰＫＸＬ04.4ＮＨ１	キャタピラージャパン合同会社　東京都世田谷区用賀４丁目10番１号
㊞ＧＳ－513	一酸化炭素等発散防止装置　キャタピラー　ＰＫＸＬ04.4ＮＪ２	〃
㊞ＧＳ－516	一酸化炭素等発散防止装置　キャタピラー　ＰＫＸＬ06.6ＰＪ１	〃
㊞ＧＳ－517	一酸化炭素等発散防止装置　キャタピラー　ＰＫＸＬ06.6ＰＪ２	〃

○国土交通省告示第四百五号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成三十年三月七日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－2625	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ＤＢＡＫＦ－ＶＥ５－１	ダイハツ工業株式会社　大阪府池田市ダイハツ町１番１号

○国土交通省告示第四百六号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成三十年三月七日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－2328	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＡＡ－２ＡＲ－ＦＸＥ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第四百七号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成三十年三月七日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞ＧＳ－1015	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　４ＪＪ１ＸＤＭＡ	いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番１号
㊞ＧＳ－1020	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　４ＨＫ１ＸＤＭＡ	〃
㊞ＧＳ－1062	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　４ＬＥ２ＸＤＰＡ	〃
Ｅ43－78Ｒ－030002	二輪自動車等の制動装置　ヤマハ　ＲＨ03Ｊ	ヤマハ発動機株式会社　静岡県磐田市新貝2500番地

○国土交通省告示第四百八号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成三十年三月七日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｎ－1094	騒音防止装置　いすゞ　Ｈ10－Ｋ345	いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番１号
㊞Ｎ－1139	騒音防止装置　いすゞ　Ｈ10－Ｋ346	〃